

千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県どこでもこどもカフェ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第1号に規定するどこでもこどもカフェ（以下「どこでもこどもカフェ」という。）の運営に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、どこでもこどもカフェの運営に係る事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) どこでもこどもカフェの開催
- (2) どこでもこどもカフェの広報活動
- (3) こどもの居場所に関する研修の受講及び開催
- (4) どこでもこどもカフェの運営に係る事務等
- (5) その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、同一事業において本市、国及び本市以外の地方公共団体から他の補助金又は助成金の交付を受けている事業は、補助事業としない。

(対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び区分ごとの補助上限額は、別表のとおりとする。

2 補助額は、別表に定める補助上限額と補助対象経費の実支出額（補助対象経費から保護者から徴収した利用料に係る収入額その他の収入額を控除した額をいう。）を比較していずれか低い額の10分の10以内とする。

(対象団体)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、実施要綱第14条第3項の規定により承認された登録団体であって、営利を目的としない団体とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、開催するどこでもこどもカフェごとに千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 定款又は規約等
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事業計画の変更に伴う経費の配分の変更額が交付決定額の3分の1に満たないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則、実施要綱及びこの要綱を遵守すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市どこでもこどもカフェ事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更(中止又は廃止)について承認の可否を決定し、千葉市どこでもこどもカフェ事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める日までに、開催するどこでもこどもカフェごとに千葉市どこでもこどもカフェ事業実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書(様式第5号の2)
- (2) 収支決算書(様式第5号の3)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金額確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、開催するどこでもこどもカフェごとに千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金交付請求書(様式第7号)

を市長に提出するものとする。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、開催するどこでもこどもカフェごとに千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金交付決定取消通知書（様式第9条）によるものとする。

（返還命令）

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を、開催するどこでもこどもカフェごとに整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年から10年間保存するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

補助対象経費	区分	1月あたりの開催回数	補助上限額
旅費（こどもの居場所に関する研修等に 係る交通費及びスタッフの交通費、 緊急時のこどもの送迎に係る交通費に 限る）、消耗品費、食糧費（調理を要し ないものに限る）、印刷製本費、通信運 搬費、保険料、使用料、賃借料、報償費、 参加費（こどもの居場所に関する研修 等に限る）	①	概ね4回以上	60,000円
	②	概ね2～3回	48,000円
	③	概ね1回	36,000円

※年度の途中において補助事業を開始又は廃止する場合の補助上限額は、それぞれの区分①～③の補助上限額に補助事業を実施する月数を乗じて得た額を12で除して算出するものとする。この場合における月数は、歴に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。